

受動形個人線量計の空港保安検査対策ガイドライン
コメント対応履歴

1. 放射線防護標準化委員会におけるコメント

No.	対象	意見・指摘の内容	対応方針
1-1	解説	説明カードにおいて、国土交通省が保安検査時の対応として認めている旨を記載してほしい。	国土交通省へ確認の上、解説の付録図2に、当該内容を記載することとします。
1-2	解説	免責事項・著作権・利用時の注意・謝辞を参考資料として添付することがよい。	あとがきを作成し、記載することとしました。
1-3	例題	主語は「線量管理責任者」でしょうか。ライン全体の使用者の想定を検討をお願いできればと思います。	例えば、例題2-2は広く放射線業務従事者も対象ですので、「放射線業務従事者」を主語としました。
1-4	本文	本文の改定のしやすさを考えて、図は解説に移動させるのがよいのではないかと？	図は、解説の付録図としました。
1-5	本文	このガイドラインの適用範囲について検討が必要です。日系航空会社や国土交通省の意見のみが認められますので、国内での航空機移動に範囲を限定すべきと考えます。海外での航空機移動に範囲を広げるのであれば、海外での適用事例（特に、航空会社や航空を管理する省庁の考え）についても状況の例示が必要ではないかと考えます。	国土交通省より、外国は適用外と認識している、とコメントをいただいていること、また専門研究会メンバーも国内を念頭に執筆していることから、本文において、「国内」というキーワードを入れました。しかし、例題1-3のように、海外渡航についても質問がなされることはありますので、解説中の海外事例紹介は残します。
1-6	例題	回答2-1について、「空港保安検査場を通る際は、受動形個人線量計を身に着けて（もしくはポケットに入れるなどして）ゲートを通ることで、X線による手荷物検査を回避できる可能性があります。」とありますが、空港、航空機利用の保安上、これを記載することが適切かは疑問です。	「身に着けて・・・」の記述を削除しました。X線検査以外の代替検査を依頼してください、の旨の記述に修正しました。
1-7	解説	日本国内の空港にて航空機に搭乗する場合を想定した「自施設からの受動形個人線量計の持ち出し判断」から「空港の保安検査における対応」までの一連の判断フローを解説の付録図1に示す。へ修正する。	ご指摘の通り修正しました。
1-8	例題	回答1-1-1について、説明文章の終わりに「受動形個人線量計を訪問先施設で用意できず、自施設から持ち出さざるを得ない場合は、本ガイドライン、例題2-1～2-6を参照して対応してください。」と追記してもよいと思います。	ご指摘の通り修正しました。
1-9	本文	適用範囲に、日本国内の空港保安検査対策であることを明記する。	適用範囲に「日本国内の空港」と明記しました。
1-10	本文	海外については適用外であるが、国内例を準用できるため、記載を検討すること。	脚注2に「海外の空港の保安検査においても準用できる。」ことを記載しました。
1-11	本文 解説 例題	代替検査の具体的な方法は明示しないので、括弧書きの内容は削除する。	ご指摘の通り修正しました。
1-12	本文	本文において、代替検査や携帯用カードに関する内容は脚注で表現する。	脚注4に当該内容を記載しました。
1-13	解説	「国土交通省は各航空会社に対して」→「国土交通省は各保安検査の実施主体に対して」へ修正すること。	ご指摘の通り修正しました。

1-14	例題	回答2-3について、「検査員にX線検査の回避が認められなかった場合は、従来型手荷物検査装置があればそちらの・・・」→「検査員にX線検査の回避が認められなかった場合は、検査方法については、検査員の指示に従ってください。」の方がよい。	ご指摘の通り修正しました。
1-15	本文例題	本文の脚注2のうち、「準用できる」という記載について、海外でも「参考にできる」旨の記載へ修正する。 また、例題1-3において、国交省の回答例を参考に一文（渡航先の情報については、搭乗するエアラインへ事前確認する）をいれてはどうか？	ご指摘の通り修正しました。
1-16	解説	2.適用範囲の内容に、「国内の空港」における保安検査についての対策であることを明示する。	ご指摘の通り修正しました。
1-17	例題	回答1-3及び回答2-3について、X線検査の回避が認められなかった場合の対応として、回答4-1の線量推定方法の手順へ移行することを追記する。	ご指摘の通り修正しました。
1-18	本文	「被ばく量を測定することは放射線業務従事者の健康管理を行うために、法令上の義務とされている。」の記載は、保安検査員への説明事項としては不要なため、削除する。	ご指摘の通り修正しました。
1-19	本文解説例題	「ばくろ」の表記について、他の使用例を調査し、適切な表現とすること。	使用例を調査の上、「ばく露」へ修正しました。
1-20	解説	「表 1 各法令における個人被ばく管理に責任を有する者」に、鉱山保安法、船員法、危険物船舶運送及び貯蔵規則の追加要否を検討すること。	鉱山保安法及び船員法を追加しました。危険物船舶運送及び貯蔵規則については、技術基準を示すものであることから、追加は不要としました。
1-21	解説	【電子線量計の利用について】のうち、「～同法（RI規制法）の規制対象事業者は行うべきではない」の表現について、法令上の整理を行い、表現を修正すること。	当該表現を修正しました（P.10 127行目～P.11 139行目）。
1-22	解説	フロー図の前提条件の説明を追記したほうが良い。また、例題（回答1-2）における自施設からの個人線量計の持ち出しに係る内規の説明との整合を図ること。	判断ブロックに判断1, 2, 3の番号を追加し、前提条件の説明として、「内規等により自施設から受動形個人線量計を持ち出すよう規定している場合は、判断2から始めてください。」を追記しました。
1-23	解説	解説の付録図2について、英文のネイティブチェックを受けたほうが良い。	編集委員会のご協力をいただき、ネイティブチェック後の内容を反映しました。

2. 第58回研究発表会 企画セッションにおけるコメント (2025/12/19)

No.	対象	意見・指摘の内容	対応方針
2-1	解説 例題	解説で示されている被ばく線量の推定のための計算方法は、自施設での作業を想定している計算方法を引用しているため、他施設での作業における被ばく線量推定では考慮する点があると思われる。	ご指摘の通り、作業時に想定される線量情報など、双方の施設の放射線取扱主任者の連携が必要であると考えておりますので、説明を追加しました。
2-2	例題	例題でCT型に通した場合の線量として0.3mSvなどと報告されているが、線量の意味が分かるような書き方が良い。	個人線量計の記録レベルが0.1mSvであるので、これを超える値で有意に値が記録されるという意味合いであるが、それが分かるように以下のように括弧書きの内容を追加しました。 ・最小報告値 (0.1mSv) ・検出限界 (50 μ Sv)
2-3	解説	解説の付録図1について、従来型とCT型の手荷物検査装置の違いは見ただけで区別できるのか。	CT型はパソコンなど取り出さずに検査してもらえるが、従来型ではパソコンなど中身を出すと言われることから、その旨が分かるように解説の付録図1へ追記しました。